

## 6. 利用・整備計画

---

### (1) 基本的考え方

- ・空間配置計画で定めた各ゾーンについて、位置や特性、資源等の条件を踏まえたより詳細なエリア区分を行い、各エリアごとの位置付け、利用・整備方針を設けた上で、その実現に必要な施設整備、ソフトを展開する。
- ・いずれの施設整備を行う場合も、遺跡の保存を前提とし、併せて宮跡の雰囲気や景観を損なうことのないよう景観に配慮して行う。
- ・歴史・文化にかかる施設整備、ソフトの展開については、歴史・文化の体感・体験はもとより、歴史・文化の教育・学習効果を高めることをねらいとして行う。なお、建物等復元、遺構表示等については、現在未発掘の箇所において新たな発掘成果が得られた場合を含め、その活用、効果を検討、吟味した上で、十分な調査研究に基づき実施する。
- ・利用サービス施設等の整備に当たっては、来園者の利便性、快適性を満たすよう、需要予測に基づく必要量を適切な配置で確保するよう行う。
- ・既に整備済みの建物等復元、遺構表示等の施設、便益施設、休養施設、修景施設等については、計画上の意義を検討し、利用・管理面から評価を行ったうえで、活用できるものは有効活用する。
- ・具体の施設整備の実現に当たっては、国と県を中心とした地元が役割を分担、連携して行う。

### (2) 各エリアにおける利用・整備方針と主要施設

#### 1) シンボルゾーン

建物等復元、遺構表示等の表現手法の違いをもとに、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の整備ゾーニングを踏まえつつ、以下のエリア区分を行う。

##### ① 建物等復元エリア

主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復元し、併せて復元物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。

##### 【主要施設】

##### ○建物等復元施設

- ・第一次大極殿院(第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼)
- ・朱雀門

- ・東院庭園

## ② 遺構表示エリア

主要な遺構について、原位置にわかりやすい表示を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶとともに、平城宮の広がり、ひいては周囲の山並み等の眺望と併せ、平城京の広がりを体感することのできるエリアとする。

### 【主要施設】

#### ○遺構表示施設

- ・第一次朝堂院、第一次朝堂院南面広場
- ・第二次大極殿院、第二次朝堂院・朝集殿院、兵部省、式部省、内裏、北方官衙

## ③ 遺構展示表現エリア

遺構の様々な展示表現等を通じ、遺跡の表現手法に対する理解を深めるとともに、往時の宮内の生活や活動を学ぶことのできるエリアとする。

### 【主要施設】

#### ○遺構展示館(官衙建物の遺構露出展示)

#### ○建物等復元、遺構表示等施設

- ・推定陰陽寮(遺構表示)
- ・推定宮内省(建物復元)

## ④ 中央緑陰エリア

時代区分(奈良時代前半・後半)の異なる建物等復元、遺構表示等について、植樹帯を設けて空間的な区分を行うとともに、循環園路や利用サービス施設を設けるエリアとする。

## 2) 緑地ゾーン

空間上の位置と自然的環境の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

## ⑤ 東緑地エリア

草地等を主とする環境を活かし、多目的な活用が可能な広場等を設け、シンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた若草山、春日山等の東側方向の眺望を確保するとともに、草花鑑賞やピクニック、月見等様々なレクリエーションを楽しむことのできる可能なエリアとする。

また、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

### 【主要施設】

#### ○広場

### ⑥ 西緑地エリア

草地等のほか、池沼や流れ、湿地等が存在する環境を活かし、多目的な活用が可能な広場や自然観察路等を設け、池沼や湿地越しにみたシンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた生駒山、二上山等の西側方向の眺望を確保するとともに、自然観察や散策、地域の交流イベント等様々なレクリエーションを楽しむことの可能なエリアとする。

東緑地エリアと同様、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

#### 【主要施設】

- 広場

## 3) 外周ゾーン

遮蔽及び修景機能を満たす施設や利用サービス施設等の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

### ⑦ 外周緑陰エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景を目的とした植樹帯を配するとともに、宮内からの眺望等に配慮しつつ、利用サービス施設や循環園路を設けるエリアとする。

### ⑧ 大垣・条坊道路エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景、また、循環園路として、それぞれ大垣や条坊道路の復元、表示を行い、その活用を図ることにより、併せて平城宮のスケールを体感できるエリアとする。

#### 【主要施設】

- 大垣
- 条坊道路

### ⑨ 東西エントランス

隣接市街地の遮蔽及び修景として、外周緑陰エリアと連なる植樹帯を配するとともに、エントランスとして必要な休憩・集散の場、園内の案内・利用情報等を提供する施設等を設けるエリアとする。

## 4) 拠点ゾーン

拠点施設の機能や配置等に応じた以下のエリア区分を行う。

### ⑩ 朱雀大路エリア

朱雀門と一体となった本公園のメインの入口であるとともに、往時の平城宮

のメインストリートであった性格、その広がりを活かし、交流イベントの会場等としても用いるエリアとする。

**【主要施設】**

- 朱雀大路

**⑪ 拠点施設エリア**

本公園のメインエントランスとして、園内の案内・利用情報の提供に併せ、平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス、出土品の展示等を行う施設を設けるとともに、その拠点性、利便性を活かし、奈良全体の歴史・文化にかかる情報発信や交流の拠点となる施設を設けるエリアとする。

**【主要施設】**

- 平城宮跡展示館  
：平城宮跡の出土品や資料の展示、宮跡全体のガイダンスを行う施設
  - 公園管理センター  
：公園の総合的な利用案内サービスの提供や管理運営の拠点となる施設
  - 歴史体験学習館  
：奈良全体にかかる歴史・文化情報の発信や交流の会場となる施設
- ※奈良県を中心とした地元による整備を想定

**⑫ ターミナルエリア**

バス、タクシー等の交通ターミナルの設置、飲食・物販サービスの提供のほか、奈良観光の玄関口として、奈良県全体の観光情報を発信する施設を設けるエリアとする。

**【主要施設】**

- 交通ターミナル
  - 観光案内所
  - 飲食・物販施設
- ※いずれも奈良県を中心とした地元による整備を想定

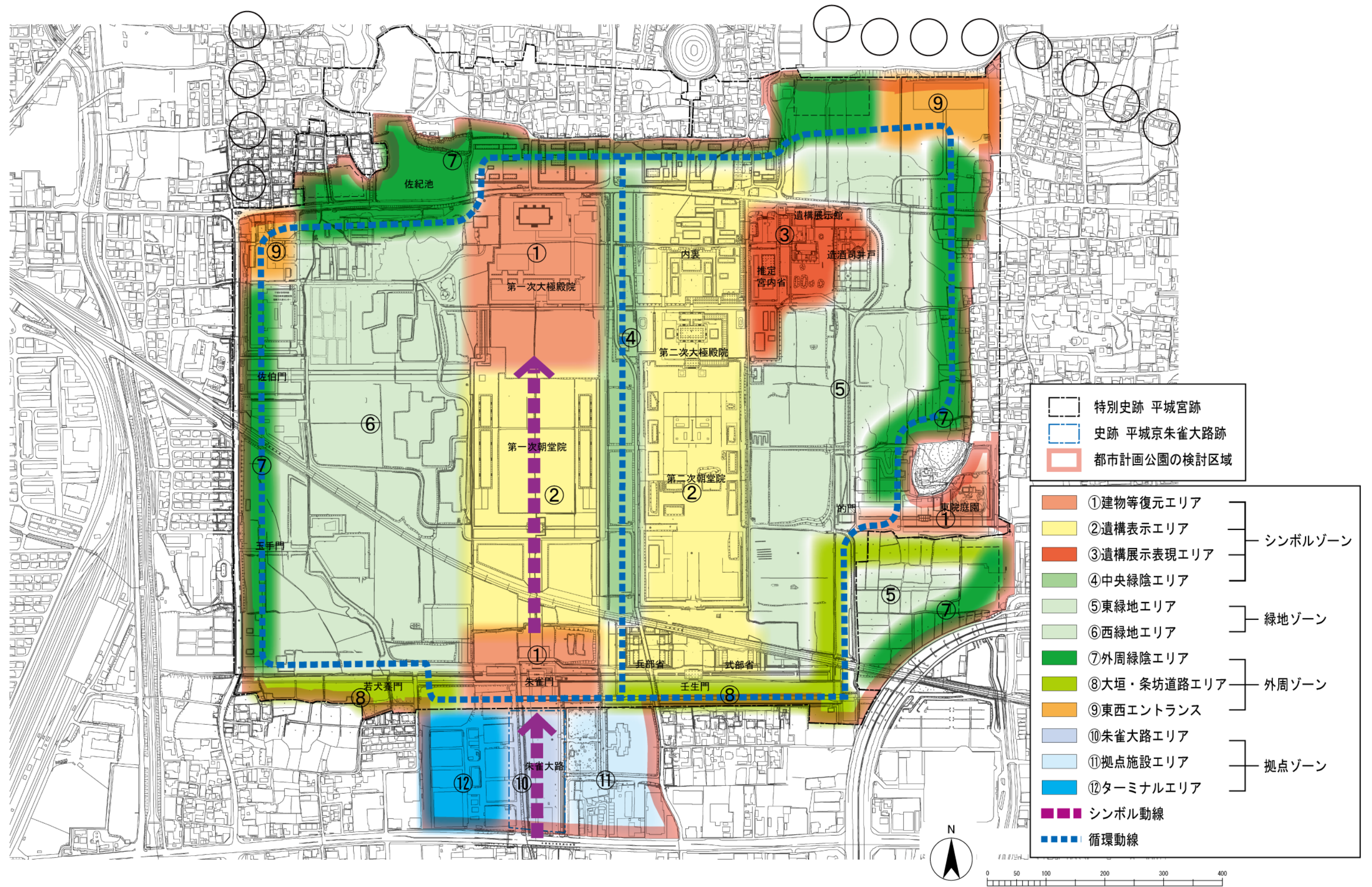


図 4 利用整備エリア区分図

### (3) エリア横断的な施設の整備方針

#### 1) 園路

- ・基本動線であるシンボル動線、主動線及び循環動線については、それぞれ園路とする（シンボル園路、主園路及び循環園路）。
- ・園路は、園路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。また、「高齢者・障害者等の移動等の促進に関する法律」を踏まえ、誰もが快適に利用することができるよう配慮する。
- ・シンボル園路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとする。
- ・主園路は、各エントランス、主要施設及び利用サービス施設の間を結ぶ園路として、適切な間隔で配置する。その際、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。

#### 2) 水路

- ・水路は遺構保存に配慮して配置し、水路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。
- ・特に、基幹的な水路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとすることを検討する。

#### 3) 植栽

- ・眺望の確保や宮跡にふさわしい景観づくりを第一とし、併せて公園利用の快適性を実現するため、配置や密度に配慮した植栽を行う。
- ・植物種については、往時からあるものを用いることを原則とする。また、万葉植物を導入した積極的な景観演出を行う。

#### 4) 利用サービス施設等

##### ① 駐車場

奈良県が設けるパーク&バスライド駐車場の活用を前提とし、特別史跡区域内に設ける駐車場については、現状の整備台数を上限に、エントランス周辺の目立たない場所に、歩行者動線と交錯しないよう、再配置を行う。

また、緑化や修景に努めるなど、歴史公園にふさわしい駐車場とする。

##### ② トイレ

公園全体の施設配置や利用動線、利用密度などを勘案しながら、景観上の配慮を行いつつ、不便が生じないような配置、規模、仕様等で設置する。

### ③ ベンチ・休憩所等

利用形態や利用密度などを勘案しながら、適切な場所に設置する。

なお、景観上配慮すべき箇所に設ける場合は、復元建物の活用や他の利用サービス施設等との併設等を検討し、目立たないような工夫を行う。

### ④ 軽飲食等施設等

軽飲食等施設(飲料等の提供や簡易な物販を行う施設)を東西エントランス、また、景観上の配慮を行いつつ、中央緑陰エリアに設置する。

また、小規模な飲料提供施設について、本来の利用や景観に支障を生じないように配慮しつつ、復元建物や他の利用サービス施設の一角に設置することを検討する。

### ⑤ サイン

案内サインや注意サインなどそれぞれの目的に応じ、国内外からの多くの来園者にわかりやすく、また、歴史公園にふさわしいデザインを行い、施設配置や利用動線等を勘案しながら、適切な位置に設置する。これらサインを設ける際には、併せて平城宮における位置等を示し、来園者が平城宮跡にいることを意識できるような工夫を行う。

また、解説サインについては、建物等復元、遺構表示等の個所への設置に加え、遺構の存在が確認されているその他の個所においても適宜設け、往時そこにあった施設の名称、機能等の情報提供を新技術の導入も検討しつつ行うことにより、来園者が往時の平城宮を認識できるよう配慮する。

### ⑥ 照明施設

照明施設は、エントランスと循環園路を中心として、歴史公園にふさわしい景観に配慮した配置、形状で設置する。

また、復元建物のライトアップについて、その効果と周辺に与える影響を勘案しつつ、検討する。



※現在宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された場合を示す。

図 5 基本計画平面図